

第32回鳥取家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成31年2月20日（水）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

荒木未佳，河本充弘，佐野泰弘，塩崎かおる，杉内博文，谷口卓也，
向洋伸，畑千鶴乃，本多久美子

（事務担当者等）

山口事務局長，椎野首席家裁調査官，矢原首席書記官，藤田次席家
裁調査官，松山主任家裁調査官，泉家裁総務課長，松本家裁総務課
課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：少年事件における補導委託
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の互選

本多久美子委員が家庭裁判所委員会の委員長に互選された。

- (3) 前回の地家裁委員会での意見を踏まえた取組状況の報告

前回の地家裁委員会の中で，庁舎1階の正面玄関ロビー床の点字
ブロックを，職員が常時在席している受付センターへ誘導できるよ
うに移設してはどうかとの御意見をいただいた点について，平成3
0年8月，受付センター方向への移設工事を行った。

また，庁舎1階東側の女性用トイレ入り口付近に備え置いていた

トイレトペーパー等の段ボール箱に関して、通行上障害となるのではないかとの御意見をいただいた点について、前回の地家裁委員会終了後、直ちに撤去した。

(4) 前回の地家裁委員会以降の要配慮者に対する取組状況の報告

平成30年に開催した裁判官を対象とした研究会において、外部講師を招き、「発達障害を抱える当事者等に対する訴訟手続における配慮の在り方」をテーマとして講義を受けた。同講義は、裁判官及び一般職職員が聴講し、発達障害を抱える方の特性について基礎的な理解及び知見を深めた。

(5) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が少年事件における補導委託について説明を行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

6 次回開催テーマ等

(1) 次回テーマ

今回は「広報」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成31年5月28日（火）午後2時30分から2時間程度とする。

以 上

(別紙)

テーマ「少年事件における補導委託について」

○委員長

補導委託制度について、委員の中には馴染みのある方もいらっしゃるが、馴染みのない方もいらっしゃると思うので、まずは先程の事務担当者からの説明の中で分かりにくかった事項や補足の説明を求めたい事項について質問をいただきたい。

○学識経験者委員 A

これまで、補導委託という制度に馴染みがなかったが、お話を伺い、補導委託制度の意義や家庭裁判所が委託先の開拓に苦労されているのが分かった。特に職業指導型の委託先となると、少年と生活を共にできるような雇用主自体が鳥取県内でも限られてくるので、雇用主の熱意や周囲の従業員の理解がなければ、受入れは難しいのではないかと思う。

少年が事件を起こす背景には、家庭環境も大きく影響していると思う。非行は少年本人だけでなく、親も問題を抱えていることがあるのではないかと思うので、少年だけでなく、親についても指導、支援していく必要があるということに改めて思った。

○事務担当者

家庭裁判所における少年事件の調査・審判においては、調査官、裁判官等が、少年だけでなく、保護者の方にも必ずお会いして、少年の非行の原因や問題点、課題等について一緒に考えてもらい、保護者としての責任や今後の少年の監護指導の在り方等についても家庭裁判所から助言、指導し

ている。

また、家庭裁判所では、調査官による調査の過程で、少年に対する教育的措置として、切手の整理活動や車椅子の清掃作業といったボランティア活動に少年を携わらせているが、そうした活動の際に、保護者にも少年と一緒に作業をしてもらうことで、親子のコミュニケーションの促進のきっかけにしてもらったり、親としての少年への対応の在り方等を考えるきっかけにしてもらったりしている。

一方、少年の家庭に問題があったり、保護者自身も少年を抱えながら苦労して行き詰まったりして、非行の促進が懸念される場合など、補導委託制度を活用することにより、一定期間、少年と保護者が距離を置くことになる中、少年は委託先での安定した環境に身を置くことができ、保護者にとっても冷静に少年との向き合い方や接し方を考える機会になり得ると考えている。

○裁判官委員 B

裁判官も調査官と協力しながら、同じ気持ちで少年や保護者を見ている。実際の少年審判においても、調査を通じて少年及び保護者と密に接している調査官から十分に情報を得ながら手続を進めている。

○弁護士委員 C

鳥取少年友の会について簡単に説明する。少年に親がいない場合や、監護能力のない親の代わりに少年審判において付添人となったり、家庭裁判所における教育的措置（切手整理活動や車椅子清掃作業、万引き被害を考える講習など）の協力をしたりする団体で、家事調停委員等が主となって組織されており、それに私は関与している。補導委託についても、少年友の会に対し、調査官から補導委託先の開拓について協力の依頼を受けてい

るが、これまでのところ、委託先の開拓にはつながっていない。少年を住み込みで受け入れ、仕事を教えたり、生活習慣を指導したりしてくださる個人の委託先等を開拓したいというのが裁判所の主な目的だと思うが、少年が委託先の職場で働いていて、事故に遭ったり、あるいは何らかの事件を起こしたりした場合に、委託先の責任はどうなるのか、委託先を紹介した者がどのような反応をするのか等を考えると、よほど少年の更生保護に対する志が高い者でないと受け手がいないのではないかと思うのが正直なところである。そもそも補導委託制度について十分に理解している人が少ないので、例えば補導委託先の方に、一般の方に向けて補導委託の実情を講義していただき、補導委託では何をしているのか、問題があるのかなのか、問題があるとしたらどのように改善できるのかといったことについて話をしてもらったり、あるいは最高裁のパフレットに記載されているような成功例について紹介をしてもらったりすることが、新たな委託先を開拓していくために必要ではないかと思う。

○委員長

家庭裁判所としては、補導委託先の開拓についての課題がどのあたりにあると考えているのか説明していただきたい。

○事務担当者

まず、受託者にとっては、非行少年に対してどのように接して指導していけばいいのか分からないという不安が大きい点があろう。また、非行少年を預かって、事故などが起きるとどうなるのかといった心配もあろうかと思う。受託者がそのような不安を抱くのも当然のことであり、そうした受託者の不安や心配をどのような形で、どのように解消していけるのか、家庭裁判所としてどのように受託者を支援・サポートしていくのかという

ところを、裁判所の方で丁寧に説明していくことが肝要であると考えている。補導委託をお願いする場合には、少年と委託先とのマッチングについて裁判所の方で十分に検討、調整することになるし、当該少年を補導委託する趣旨や裁判所からのサポート態勢についても、受託者に十分に説明することになる。

なお、先程、委員の方から御意見のあったように、受託者から補導委託の実情や経験について一般の方に向けて話をさせていただくということは、地域社会の方々により広く補導委託の制度を知ってもらい、その趣旨に対する理解や賛同の意欲を高めてもらうための有用な方策の一つと考えられるが、一方で、少年のプライバシー保護の観点から補導委託先を非公開としている等の事情もあり、その方策の実現にはあい路がある。

○学識経験者委員D

生活指導を主とする補導委託の場合、更生施設ではなくても福祉施設的な所であれば、たとえば発達障害の少年に対する対応も慣れているため、自尊心や自己評価の低い少年の意欲を少しずつでも高めていくことができ、少年の心の発達を促すことができるという趣旨の説明を受けたが、一方で、専門的なスタッフのいない個人の家庭等の委託先においては、発達障害の少年を受け入れるのはとても難しいと思う。委託先がなかなか開拓できないのも、昨今、少年の特性やタイプが多様化してきていることも影響しているのではないかと思う。

発達障害の少年は、衝動的であったり、失敗が多かったりという特性があるが、これらについて、本人がわざとしているのではないということを理解してもらうには、発達障害に対する相応の理解が得られていないと難しい。保護者であっても、理解のないままに、本人に対して怒り過ぎることがある。

更にアスペルガー症候群が入ると、自分を表現するということがかなり困難になってくるので、他者から距離を取らずに対応されると、本人の受ける印象としては、圧迫感があつて、自分を理解してもらえていないということになる。そのような事例では、一般家庭など個人の委託先では対応がかなり難しいのではないかと思う。

○学識経験者委員 E

現在の日本において、労働力の確保については非常に厳しい状況にある。そうした中で、少年が補導委託先で仕事を覚え、社会人として労働力の担い手になることができれば、少年にとっても社会にとっても大いに意義があると思う。また、少年と委託先とのマッチングについては、心の問題というのが大きいのだろうと思う。

○弁護士委員 F

付添人という立場からは、少年本人にとって自らの努力ではどうにもならない部分、例えば家庭環境や親の監護能力の問題等を抱えているような事案では、すぐに少年を少年院に送るということに躊躇を覚える。そういった時に補導委託という選択肢があれば、少年にチャンスを与えることができると思う。過去に付添人として担当した事案で、発達障害の傾向があり、親との関係にも問題を抱えている少年を、補導委託先に預かっていたとき、そこで少年が就職活動を頑張つて、無事に就職を果たしたケースがある。親御さんも、少年の就職をすごく喜び、それが親子関係の改善のきっかけになった。家庭裁判所の試験観察の枠組みの中で、補導委託先で仕事をさせたり、社会的な経験をさせるというのは、本当に素晴らしい制度だと思う。今の少年は、一人ひとりタイプも違うと思う。個々の少年に合った委託先を確保しようと思うと、県内だけでは限界があり、広域的に隣

県ともノウハウや委託先を共有できたらよいのではないかと思う。少年の更生に関心の高い方、例えば、法務省の保護司のネットワークなどを頼りに、県境を越えてネットワークを広げていくといった工夫も必要ではないかと思う。

○検察官委員G

委託先の開拓については、保護観察所などとタイアップしてはどうか。そういった機関と情報交換していく中で、ふさわしい方を紹介していただいていると思う。また、昨年、保護司の集まりに伺って挨拶をしたが、保護司等は地域のネットワークをお持ちだと思うので、そういった場に裁判所の方からアプローチし、交流の機会を得たりすることで、ネットワークを拡大していくことができるのではないかと思う。裁判所だけで委託先を開拓するというのは難しいと感じる。

○委員長

法務省にも協力いただいてネットワークの拡充をしていけたらと思う。

続いて、補導委託の新しい流れについて事務担当者から説明していただきたい。

○事務担当者

他庁の取組ではあるが、全国的な流れとして、若者サポートステーションといった若者支援のシステムを活用する動きがある。

また、補導委託の期間やスタイルについて、少年の問題性や特性に応じ、よりフレキシブルに対応していくことも検討・実践されている。委託期間が長期に亘ると受託者側の負担感も増すことになるし、事案によっては短期間の委託によって効果が期待できるものもある。受託者側の負担感を少

しでも軽減させながら、一方で経験値を上げていってもらうことが肝要と
考えている。その他、少年の問題性や特性が多様化する中、発達障害を抱
える少年など対応の難しい事案については、個人の篤志家による熱意だけ
ではどうにもならない場合があるので、組織、団体あるいは専門的な知見
を持ったスタッフのいる施設において、個人ではなくチームで少年の指導
を担っていただくということも時代に即してきているのではないかと思
う。

○委員長

鳥取で委託先をどのように開拓していくかということについて御意見
を伺いたい。

○学識経験者委員H

先ほどの御報告の中でも鳥取若者サポートステーションや自立援助ホ
ームのことを説明していただいたが、正に児童福祉とのコラボレーション
によって、この地域でどう連携して子供を育てていくのかということが重
要と考える。実親だけに頼るのではなく、実親以外のコミュニティで子供
をどう育てていくのかということが課題であると受け止めている。

その意味で、補導委託先の開拓に当たっては、鳥取県児童福祉入所施設
協議会のネットワークを活用することにより道が開けるのではないかと思
う。児童福祉施設は、罪を犯した14歳未満の子供達に対してもケアを
担ってきた児童福祉の歴史があるので、非行に走った子供達の処遇のノウ
ハウも相応に有している。まずは児童福祉入所施設協議会にアプローチす
るのが一つの方法ではないかと思う。

また、鳥取県には学童保育連絡協議会があるが、そこにアプローチし、
例えば、通所型の補導委託により、少年に学童保育での準備作業や補助作

業に携わってもらったり，そこに来ている子供達と目いっぱい遊んでもらうといった活動につなげていくことも考えられるのではないかとと思われる。

なお，例えば高校をドロップアウトしたり，思うように職業に就けない少年には，一つの方策として，5年間児童福祉施設でボランティアな活動を担えば，保育士の国家試験の受験資格が得られるといった方策があるということをお伝えしておきたい。プロフェッショナルになれる道が開ける可能性があることにより，その少年の人生がより豊かになっていけるのではないかと考えている。

○事務担当者

具体的なアドバイスに感謝する。早速，児童福祉入所施設協議会や学童保育連絡協議会について，これからどのようなアプローチができるのかも含めて検討させていただく。

○学識経験者委員 A

鳥取近辺で会社として人を受け入れて，かつ住込みの宿泊施設があるところというと，真っ先に思い浮かぶのが外国人労働者の受入れ先である。業種としては，製造業，農業，漁船，旅館等があり，そういったところの経営者の方にアプローチをしてみるということが考えられる。こうした経営者の中にも，少年の更生のために尽力してみようという志のある方もいらっしゃるかもしれない。また，自分自身の子供が非行に走った経験のある親御さんに，自らの経験を生かして何らかの協力をしてもらえるようなアプローチをしてみてはどうかとも思う。

○弁護士委員 C

鳥取の補導委託先は、入居・入所型の委託先、通所型の委託先ともに、いずれも施設とのことだが、入居・入所型の委託先は、そこで寝泊まりして、あるいは寮に入ってそこで仕事を覚えたり生活を整えたりするというイメージか。

○事務担当者

入居・入所型の委託先は、職業指導のできる場所ではないため、そこで寝泊まりしながら、生活指導を受けたり、あるいは外に働きに行くというような状況である。

○弁護士委員C

補導委託について、通所型と入居・入所型の併用は考えられないか。つまり、個人が少年を住込みで受け入れて職業指導をするという形の補導委託先の開拓は難しいので、視点を変えて、職業指導のできる通所型の委託先を開拓し、入居・入所型の委託先（施設）から通所型の委託先（職業指導）に通わせてはどうかということである。ただし、実際にはそのマッチングは非常に難しいと思うので、家庭裁判所と双方の委託先との間で十分な協力関係がないといけないと思う。いずれにせよ、委託先の数としては少ないので、それを広げるために、実際の委託先での成功例、失敗例の共有をすとか、まずは通所型の補導委託から始めてみるといったアプローチをしてみるということが必要ではないかと思う。

○委員長

まずは、補導委託というシステムについて国民に知って理解してもらわないといけないということなのだと思うが、そういう観点で裁判所として行っていることはあるか説明していただきたい。

○事務担当者

現在は、適宜、本日のような機会等にパンフレットを配布して説明したり、鳥取少年友の会に対して委託先開拓の協力をお願いしたりしている。

庁によっては、補導委託についての案内を裁判所のホームページに掲載しているところもあるし、中小企業経営者の集まりに出向いて行って説明をしているところもあるが、当庁ではそこまで行っていないというのが現状である。

○弁護士委員C

補導委託の実情や経験について受託者が一般の方に向けて話をしてはどうかという意見に対し、補導委託先を明らかにすると、そこに通っている少年が委託対象の少年だと分かってしまうというプライバシー上の問題があるというのは分かる。しかし、補導委託先を広げていくためには、パンフレットを配ったり、説明に行ったりするだけではなく、もっと何らかの工夫をしないと開拓にはつながっていかないと思う。

○委員長

本日はたくさんの貴重な御意見をいただいた。本日の御意見を参考に、少しずつでも取組を進めていきたいと思う。